

中野裕三提出 学位申請論文

『国学者の神信仰―神道神学に基づく考察―』 審査要旨

論文の内容の要旨

中野裕三提出の論文『国学者の神信仰―神道神学に基づく考察―』は、本居宣長、橘守部、鈴木重胤といった三人の国学者の神観念を主たる考察対象として、それぞれの国学者の神信仰を神道神学の立場から分析し、もって神道神学と国学との関係を明らかにしようとしたものである。

本論文は、「序論 戦後神道神学研究史と本書の課題」、「第一編 本居宣長の神信仰」(二章)、「第二編 橘守部の神信仰」(二章)、「第三編 鈴木重胤の神信仰」(二章)、「第四編 組織神学に基づく神道の神理解」(三章)、「補論 近代神

宮の道程」、及び「結論」から成っている。

「序論 戦後神道神学研究史と本書の課題」では、戦後の神道神学及び神道理論に関する研究を牽引してきた小野祖教、安津素彦、上田賢治の方法論を分析し、研究者相互における神学的方法論の違いがあったことを指摘、これまでの神道神学に取り組む研究者相互において、「神道神学」という学問を、いったいどのように規定するのか、といった問題に対して、必ずしも明確な共通認識が得られてはいなかったことを明らかにしている。かかる神道神学研究の現状を前提として、論者は、神道神学とは、研究者の神道信仰を前提として、神道信仰のアイデンティティを理性的・論理的に明確にすることを課題とする学問であり、このような神道神学理解を前提とするならば、近世の国学者、とりわけ「道」の問題を明らかにした本居宣長などの国学者の業績は、まさしく神道神学そのものであったのではないかと述べ、本論文の神道神学に対する視座を提示している。

かかる視座から、第一編「本居宣長の神信仰」において本居宣長の神観念を分

析し、第一章「ルードルフ・オットーのヌミノーゼ概念―本居宣長の「神の定義」との比較―」では、本居宣長の有名な「神の定義」を分析し、宣長の「神の定義」の中核である「可畏き物」と、プロテスタントの組織神学者であるルードルフ・オットーのヌミノーゼ概念、とりわけ「宗教的な畏怖」とを比較し、宣長の「神の定義」の正確な意味・内容を明らかにすることを試みている。

第二章「本居宣長の神観念」では、村岡典嗣に代表される宣長の宗教的意識を「自然宗教的信仰」と「敬虔的信仰・絶対的信仰」とに二分類したことを批判し、宣長の「神の定義」と産巢日神信仰は決して二面的でも、矛盾するものでもないことを『古事記伝』の成立過程等の分析から明らかにし、村岡説に代表される宣長の宗教的意識を二つの異なる側面があると見做す学説を根本的に批判している。

第二編「橘守部の神信仰」は天保の四大家の一人、橘守部の神学を分析対象としたものであり、第一章「橘守部の神理解」では、従来あまり注目されることになかった守部の『歴朝神異例』に着目し、当該書が神典註釈書『稜威道別』と相

互補完の関係にあり、当代民衆に対する「神霊の实在論証」といった守部の神典研究の課題を担う一方の柱であることを論証している。第二章「顕生魂」説の原由―橋守部の神学―では、「顕生魂」という概念が守部の晩年に確立したことに着目し、『稜威道別』や『難古事記伝』といった神典註釈書の著述稿本をも丹念に分析して、かかる概念が守部のいかなる神学的発想に基づくものであったのか、といった問題を論じている。

第三編「鈴木重胤の神信仰」では、第一章「鈴木重胤と神祇祭祀―神学確立過程に関する一考察―」において、幕末の国学者、鈴木重胤の古道論について論じ、これまでの重胤研究ではあまり論じられることのなかった『延喜式祝詞講義』（『祝詞講義』）や『中臣寿詞講義』といった著述を基に、重胤は、古道を論ずるにあたり、神祇祭祀を重視し、神祇祭祀の起原を神話伝承に求め、その結果として、神祇祭祀と神話伝承との神道信仰の相互の異なる表出形態から、古道を論じたと述べる。第二章「『祝詞講義』と明治期の祝詞研究」では、明治期における

祝詞研究と重胤の学説との関連について分析し、久保季茲の『祝詞略解』を例にして『祝詞講義』十三之卷からの夥しい引用があることを明らかにして、近代の祝詞研究に与えた重胤の「延喜式祝詞」研究の影響関係について論じている。

次いで、第四編「組織神学に基づく神道の神理解」には、神道の神理解に直接的に関わる論考が三篇収められている。第一章「荒魂考」は、近世国学者によって様々な四魂の解釈が示されているもの、とりわけ本居宣長が『古事記伝』三十之卷に示した「荒御魂、和御魂」の解釈と橋守部が『稜威道別』巻四に示した「顕生魂」説とに着目し、どちらの解釈が古代神祇信仰に於いて「荒魂」という概念の正鵠を得ているのか、という問題を分析したものである。

第二章「“豊受大御神敬祭説”をめぐって」では、本居宣長の『伊勢二宮さき竹の弁』をめぐる内宮権禰宜の益谷末寿と外宮権禰宜の橋村正兌との間での神学論争を取り上げ、末寿による文献至上主義の立場からの宣長及び正兌の主張する「豊受大神敬祭説」への批判、これに対する正兌による「神代の旨」とは、記紀

の古伝承や別宮をも網羅した神宮社殿の在り方に表出されているとの論を紹介して、宣長と正兌は、文献(言語)だけではなく、外宮先祭という神祇祭祀(行為)、あるいは別宮をも網羅した神宮社殿の在り方(視覚)といった神道信仰の異なる表出形態に目を配った神道神学であると述べている。

第三章「多神信仰の論理―国学者の視点―」では、国学者がどのような視座から、神道信仰の特質の一つである多神信仰をめぐって、議論しているのか、といった問題の分析を試みたもので、神霊の本質を現実的・具体的な靈験に見出した橘守部の神学、本居宣長の「豊受大神敬祭説」、鈴木重胤の新嘗祭(大嘗祭)の理念、そして神社に祀られる祭神の個性性を重視した常世長胤の神学に着目して、多神信仰を前提とする国学者の信仰論理を論じている。

補論「近代神宮への道程―御巫清直の思想と古儀復興―」では、幕末から明治にかけての神宮の古儀復興に尽力し、神宮学の泰斗と称される御巫清直の思想が考察されており、これまでの清直をめぐる研究が、主に清直の考証が現実の神宮

祭祀にどのように反映されたのか、といった着眼点に基づいて清直の足跡を明らかにするものであったのに対し、清直の考証が如何なる思想・信仰に淵源するものであるのか、といった問題が論じられている。最後に、「結論」では、本論文に収められた各論考の概要と成果が整理され、今後の課題ともいふべき、国学者の神信仰についての研究をより進展させるためには、当該国学者の学説形成の契機となる神宮・神社の祭祀や故実に係る研究の必要性を述べて本論文を閉じている。

論文審査の結果の要旨

中野裕三提出の学位申請論文『国学者の神信仰―神道神学に基づく考察―』は、国学者、とりわけ本論文で主たる考察対象とされている本居宣長、橘守部、鈴木重胤の神信仰について論じたものであり、序論「戦後神道神学研究史と本書の課

題」において、戦後の神道神学の歩みと成果を踏まえながら、学問としての神道神学の研究を深め、進展させるためには、近世の国学者、とりわけ「道」の問題を明らかにした宣長らの神観念・神信仰に係る国学者の業績こそが、まさしく神道神学そのものの営為であったことを明らかにするのが本論文の主目的であることが表明されている。

そもそも、神道神学という学問は、戦後本格的に研究が進められた極めて新しい学問分野であり、しかもそれを専攻する研究者もさほど多くはない。自他共に神道神学の専攻を任じる研究者としては、小野祖教、安津素彦、上田賢治、そして安蘇谷正彦の名が挙げられるくらいであろう。そうした神道神学研究の現状にあつて、本論文の提出者中野裕三は國學院大學の文学部神道学科時代から神道神学者上田賢治に師事し、近世国学者の神観念・神信仰を神道神学、とりわけ組織神学の立場から分析・研究してきた数少ない研究者の一人であり、上田賢治の「一つの信仰が神道信仰であるためには、当然、そのアイデンティティが問われ

なければならぬ。．．．それを、理性的・論理的に明確なものとするのが、神学の使命であり、課題なのである」（『神道神学―組織神学への序章―』、大明堂、昭和六十一年）という指摘・課題を忠実に追究してきた研究者である。

本論文は、その上田の設定した課題に対して、本居宣長らの神観念・神信仰を具体的かつ精緻に分析することによって取り組んだものであり、宣長らの神道信仰のアイデンティティを理性的・論理的に明確にすることが彼ら国学者にとつての「神道神学」であったこと、そしてそれは現代における神道神学の展開と組織化を考える場合の有力な資料ともなることを論じたものである。

かかる視点から論者は、まずは第一編「本居宣長の神信仰」の第一章「ルードルフ・オットーのヌミノーゼ概念―本居宣長の「神の定義」との比較―」において、本居宣長の『古事記伝』三之巻にある有名な「神の定義」を分析し、一般的に神道神学史上でこれに勝る神の定義はないと評価されてきたにもかかわらず、これまでの研究では、その内容・解釈については必ずしも明確にされてこなかつ

たと指摘。そして、その理由として、「可畏き物」に対する村岡典嗣の「かゝる神々に対する感情は、単に畏怖あるのみである」という『本居宣長』（警醒社、明治四十四年）以来の通説化した解釈があることを述べ、ドイツのプロテスタント組織神学者であり、宗教学者でもあったルードルフ・オットーのヌミノーゼ概念の中核となっている「宗教的な畏怖」と宣長の「神の定義」を比較し、宣長の「神の定義」は単なる神に対する「畏怖・恐れ」ではなく、オットーと同様に「諸々の宗教感情に従って定義したもの」であることを明らかにしている。

このように、宣長の「神の定義」にある「可畏き物」は、村岡典嗣のいう宣長の神信仰には原始信仰的な神信仰と「敬虔的信仰」の二側面があるという指摘とは異なるものであることを論じたのが第二章「本居宣長の神観念」である。ここでは、戦前の著名な日本思想史家であった村岡典嗣が、宣長の思想を分析して、宣長の宗教的意識を「神の定義」等に窺える「自然宗教的信仰」と宣長の産巢日神信仰に代表される「敬虔的信仰・絶対的信仰」とに分類し、真に宣長を支配し

たのは「敬虔的信仰・絶対的信仰」であり、それは宣長の家の宗教である浄土宗に根差していた、という説に対し、論者は、『古事記伝』の成立過程に見られる宣長の神学理論を分析し、論者のいう「御霊の神学」、すなわち神々の御霊の働き・機能を重視した宣長の神学が確立されることによって、「神の定義」と産巢日神信仰に代表される「敬虔的信仰・絶対的信仰」は両立するのであり、村岡説に代表される宣長の宗教的意識・神観念を二つの異なる側面から成ると見做す学説を根本的に批判している点は、現代に至る神社の多種多様な祭神に対する信仰形態の在り方を考える上でも重要であると評価できよう。

次いで、こうした宣長の文献学的神観念・神学と対照的なものとして、宣長の神学を真っ向から批判した橘守部の神学を分析している。論者は、守部の神典解釈を論じた「神秘五箇条」の案出過程に着目し、第二編「橘守部の神信仰」の第一章「橘守部の神理解」で、従来注目されることのなかった『歴朝神異例』が、守部の神典註釈書『稜威道別』と相互補完の関係にあり、当代民衆に対する「神

「霊の实在論証」といった守部の神典研究の課題を担う一方の柱であることを論証することによって、宣長の神学がいわば組織神学に該当するものであるのに対し、守部のそれは実践神学に当たるのではないかと述べている。また第二章「顕生魂」説の原由―橘守部の神学―において、「荒魂」は「顕生魂」であるという守部の説を紹介し、その説の背景には、守部の現実的な視座における神霊の認識や神理解における謹みの念が守部にあつたことを『稜威道別』や『難古事記伝』の分析によって指摘している点も注目ししよう。従来、宣長と守部の神観念・神学は個別のものとして論じられてきたが、論者は両者の神学を神道神学を形成する組織神学と実践神学として捉えることの必要性を提示しており、これからの神道神学と国学との関係を論じる上でも有益な方法論の一つになるといえよう。

さらに本論文で注目すべき点は、戦後の神道神学・神道理論を牽引してきた小野祖教の神道祭祀重視、そして安津素彦の文献（記紀）重視を統合する先駆的国学者として鈴木重胤の神学を第三編「鈴木重胤の神信仰」で取り上げていること

であろう。第一章「鈴木重胤と神祇祭祀―神学確立過程に関する一考察―」において、幕末の国学者、鈴木重胤の古道論を『延喜式祝詞講義』（『祝詞講義』）や『中臣寿詞講義』といった著述に従って分析し、重胤は、古道を論ずるに当たって、神祇祭祀を重視し、その神祇祭祀の起原を神話伝承に求めた結果として、神祇祭祀と神話伝承との神道信仰の相互の異なる表出形態から、重胤独自の古道論を構築したことを論証している。また併せて、その方法論は平田篤胤の『古史徴開題記』などに刺激を受けたものであることも指摘し、従来の篤胤と重胤の学説の剽窃をめぐる軋轢といった国学史上の問題にも一石を投じる論となっていることも注目に値しよう。

第四編「組織神学に基づく神道の神理解」では、これまでの考察を総括するものとして、神道の神理解に直接的に関わる「荒魂」や多神信仰の論理に関する考察が配されているが、とりわけ注目されるのが、国学者の神道神学的学説が、神話伝承（言語）、神社の在り方（視覚）、神祇祭祀（行為）の各側面を通して、い

ずれもが「多神同時信仰」を示していると論じている点であろう。この点からしても、論者はあくまでも村岡典嗣のいう原始的神信仰か、敬虔的神信仰かといった神道における二者択一的信仰形態を否定していることは明らかである。

しかしながら、その妥当性は、無論、本論文で十分に考察されているわけではない。「多神同時信仰」とはいつても、宣長の「神の定義」と産巢日神信仰との両立と、守部の三種の神器にそれぞれの「御霊実」を認める神観念を同列に国学者の「多神同時信仰」として括れるのか、あるいは、神道の宗教性を深めたときされる平田篤胤の神観念・神信仰の分析と本論文で取り上げられた宣長、守部、重胤等の国学者との比較がないままに、国学者に共通する「多神同時信仰」が見られるのかどうか、さらには東より子が提示した宣長の神理解に特徴的な「神の現御身と御霊」をどう理解するのか、といった点の考察が是非とも必要である。また、国学者の神観念・神信仰を神道神学の資料とするには、明治初期の大教宣布運動を担った多様な国学者・神道家の学説をも視野に入れた研究が不可欠である。

以上、本論文には考察の対象とされている国学者が人物的にも時代的にも限定されていることは動かしようのない事実であり、宣長等だけで国学としての神道神学が語れるのかといった疑問は依然として残っている。しかしながら、かの上田賢治ですら神道神学の対象とした国学者は契沖、荷田春満、本居宣長など少数であり、本論文が宣長や守部、そして重胤といった古道論・神学と向き合った国学者を神道神学の視座から本格的に考察した論であることは十分に評価できる。よって、本論文の提出者中野裕三は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格があると認める。

平成二十二年七月十四日

主査	國學院大學教授	阪本是丸	印
副査	國學院大學教授	安蘇谷正彦	印
副査	國學院大學教授	武田秀章	印